

議案第6号

つくばみらい市市民農園条例の一部を改正する条例

つくばみらい市市民農園条例（平成18年つくばみらい市条例第172号）の一部を次のように改正する。

第2条の表つくばみらい市小張市民農園の項中「2836番、2837番」を「2837番」に改め、「2863番」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月26日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩



提案理由

地権者からの契約解除の申し出に伴い、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市市民農園条例(平成18年つくばみらい市条例第172号)新旧対照表

改正案		現行	
(名称及び位置) 第2条 市民農園の名称及び施設の位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 市民農園の名称及び施設の位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
つくばみらい市小張市民農園	つくばみらい市小張2837番、 2839番、2840番、2841番、2859番、2861番、 2865番1	つくばみらい市小張市民農園	つくばみらい市小張2836番、2837番、 2839番、2840番、2841番、2859番、2861番、 2863番、2865番1